

# 毒物 劇物の適正な 保管管理について



毒物劇物は、毒性が高いため身体に害を与える可能性があり、さらには爆発物の原料になり得ることから、嚴重な取り扱いが必要です。

大阪府では、2025年日本国際博覧会の開催が予定されていますので、毒物劇物による危害の発生を未然に防止する観点から、次のことに注意してください。

## 1. 毒物劇物は、嚴重に保管管理！



- 毒物劇物以外のものと区別して保管してください。
- 貯蔵設備(保管庫)は鍵のかかる堅固なものとしてください。
- 貯蔵設備(保管庫)は必ず施錠し、鍵の管理を徹底してください。
- 保管場所には、医薬用外毒物、医薬用外劇物の文字を表示してください。
- 保管場所は、敷地境界線から離れた場所か、一般の人が容易に近づけない場所としてください。
- 管理者が目の届くところに保管してください。
- 管理簿を作成し、在庫量の点検、使用量の把握をしてください。



## 2. 毒物劇物の流出・漏えい・飛散の防止！

- 貯蔵設備(保管庫)は転倒防止措置をとってください。
- 毒物劇物を保管または使用する床は、毒物劇物が染み込まないような構造にしてください。
- タンク貯蔵設備の周りには、防液堤を設置する等、構造設備基準を守ってください。
- 貯蔵設備(保管庫)や容器に、腐食・亀裂・破損等がないか定期的に確認してください。

# ～テロを未然に防止するために～

- \* 近年、国内で手製の爆発物や爆薬を製造・所持する事件が複数発生しており、今後も、爆発物を使用したテロ等の違法行為が行われる可能性は否定できません。
- \* テロ等の違法行為を未然に防止するためには、毒物劇物取扱者である皆様のご理解ご協力が重要です。
- \* 以下の物質は、毒物及び劇物取締法で規定される劇物の中でも爆発物の原料となり得る化学物質であることから、特に適正な保管管理の徹底をお願いします。

塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、  
硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素

## 《販売者の方へ》

販売時には、以下のことについて留意してください

1. 毒物、家庭用劇物以外の劇物の一般消費者への販売自粛  
やむを得ず販売する際は、保管管理、廃棄の義務について説明の上で販売すること
2. 保管管理、譲渡手続、交付制限を厳守すること
3. インターネット販売時、大量販売時は、購入者の連絡先・使用目的を確認すること。また、不審者への販売は差し控えること
4. 盗難・紛失事件、不審な動向については警察署へ届け出ること

※不審な購入の一例

- 一般的な使用量を超えた量や複数を同時購入
- 購入した物と使用目的が一致しない
- 生活圏外(遠隔地)からの来店購入
- 譲受書記載や身分証明書による本人確認に応じない



買い手が必要事項を記入し、  
捺印した譲受文書を提出